

介護サービス事業者自主点検表

(令和 6 年 1 0 月版)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

【現行】 自主点検表に記載し紙で提出

【変更】 【提出用】に記載（入力）し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載（入力）してください。

- ① 定期的に自主点検を実施し、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和 6 年度改正に係る部分です。
- ⑥ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑦ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

3 根拠法令

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年甲府市条例第 41 号）
特養条例	甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年甲府市条例第 3 号）
法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 18 厚労令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
H18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331004 号）
平 11 厚令 46	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日・厚生省令第 46 号）
平 12 老発 214	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日付け老発第 214 号。厚生省老人保健福祉局長通知）
平 18 厚告 126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331005・老振発 0331005・老老発 0331018、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
平 12 老企 54	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日付け老企第 54 号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平 12 老振 75・老健 122	介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成 12 年 11 月 16 日付け老振第 75 号・老健第 122 号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
平 13 老発 155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成 13 年 4 月 6 日付け老発第 155 号 厚生労働省老健局長通知）
平 17 厚労告 419	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年 9 月 7 日厚生労働省告示第 419 号）
H27.4.1Q&A	平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（厚労省事務連絡）
H30.3.23Q&A	平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.1）（厚労省事務連絡）
R3.3.19 Q&A	令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.1）（厚労省事務連絡）
<u>R6.3.15 Q&A</u>	<u>令和 6 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.1）（厚労省事務連絡）</u>

介護サービス事業者自主点検表 目次

項目	内容
第1	基本方針
1	基本方針
2	施設の形態
第2	人員に関する基準
3	従業者
4	医師
5	生活相談員
6	介護職員又は看護職員
7	栄養士又は管理栄養士
8	機能訓練指導員
9	介護支援専門員
10	併設事業所
第3	設備に関する基準
11	設備
12	構造等
第4	運営に関する基準
13	内容及び手続きの説明及び同意
14	提供拒否の禁止
15	サービス提供困難時の対応
16	受給資格等の確認
17	要介護認定の申請に係る援助
18	入退所
19	サービスの提供の記録
20	利用料等の受領
21	保険給付の請求のための証明書の交付
22	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針
23	身体的拘束等の禁止
24	地域密着型施設サービス計画の作成
25	介護
26	食事
27	相談及び援助
28	社会生活上の便宜の提供等
29	機能訓練
30	栄養管理
31	口腔衛生管理
32	健康管理
33	入居者の入院期間中の取扱い
34	入居者に関する市町村への通知
35	緊急時等の対応
36	管理者による管理
37	管理者の責務
38	計画担当介護支援専門員の責務
39	運営規程
40	勤務体制の確保等

項目	内容
41	業務継続計画の策定等
42	定員の遵守
43	非常災害対策
44	衛生管理等
45	協力医療機関等
46	掲示
47	秘密保持等
48	広告
49	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止
50	苦情処理
51	地域との連携等
52	事故発生の防止及び発生時の対応
53	虐待の防止
54	会計の区分
55	記録の整備
第5	変更の届出等
56	変更の届出等
第6	その他
57	介護サービス情報の公表

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
第1 基本方針			
1 基本方針	① 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。	はい・いいえ	条例第180条第1項 平18厚労令34第159条第1項 H18-0331004第3の七の5(1)
	② 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第180条第2項 平18厚労令34第159条第2項 平18厚労令34
	③ 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	はい・いいえ	条例第4条【独自基準(市)】
(高齢者虐待の防止)	④ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 (高齢者虐待に該当する行為) ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にいせつな行為をすること又は利用者をしていせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
	⑤ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条
	⑥ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合、速やかに、市町村に通報していますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第21条
2 施設の状態	指定地域密着型介護老人福祉施設の形態は、次のようなものが考えられます。 ・ 単独の小規模の介護老人福祉施設 ・ 本体施設のあるサテライト型居住施設 ・ 居宅サービス事業所(通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等)や地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所等)と併設された小規模の介護老人福祉施設 これらの形態を組み合わせると、本体施設+指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設)+併設事業所といった事業形態も可能です。 ※ 本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、サテラ		H18-0331004第3の七の1(2)・(3)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	イト型施設に対する支援機能を有する施設をいいます。 ※ サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される施設をいいます。		
第2 人員に関する基準			
3 従業者	従業者は、専ら施設の職務に従事していますか。 ※ 従業者とは、医師、生活相談員、介護職員または看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員をいいます。 ※ 「専ら従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいうものです。 ※ この場合のサービス提供時間帯とは、従事者の施設における勤務時間をいうものであり、従業者の常勤・非常勤の別を問いません。	はい・いいえ	条例第 152 条第3項 平 18 厚労令 34 第 134 条第 3 項 H18-0331004 第2の2(4)
4 医師	入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を置いていますか。 ※ サテライト型居住施設については、本体施設の医師が入居者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、本体施設の入居者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができます。 ※ 施設に指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、施設の医師により指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができます。	はい・いいえ	条例第 152 条第1項第1号、第4項、第 12 項 平 18 厚労令 34 第 131 条 H18-0331004 第3の七の2(1)(7)
5 生活相談員	① 生活相談員を1以上置いていますか。	はい・いいえ	条例第 152 条第1項第2号 平 18 厚労令 34 第 131 条
	② 生活相談員は、次の資格を有する者としていますか。 ※ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項に定める生活相談員の基準について、具体的には甲府市の定める「生活相談員の資格要件について」(平成 29 年 3 月 22 日甲府市福祉保健部長通知)により、次のとおりとします。 ア 「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」の資格要件 ① 社会福祉主事任用資格 ② 社会福祉士 ③ 精神保健福祉士 イ 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件 ① 介護保険施設・事業所(福祉用具販売・貸与事業所は除く)において計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算 1 年以上 ② ①に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売・貸与事業所は除く)において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上	はい・いいえ	H18-0331004 第3の七の2(2)
	③ 生活相談員は、常勤の者ですか。	はい・いいえ	条例

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ サテライト型居住施設(本体施設が指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の場合に限る。)の生活相談員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えありません。 ※ 1人を超えて配置される生活相談員は、時間帯を明確に区分したうえで、法人内の他の職務に従事することができます。 ※ 本体施設(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。)の生活相談員又は支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員を置かないことができます。 ※ 施設に指定通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の生活相談員については、施設の生活相談員により事業所の入所利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができます。		第 152 条 第5項・第8項 第 13 項 H18-0331004 第3の七の2(2) (7)
6 介 護 職 員 又 は 看 護 職 員	① 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入居者の数が3または端数を増すごとに1以上ですか。 ※ 常勤換算方法とは、従業員の勤務延時間数を施設において常勤の従業員が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とします。)で除することにより、従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいいます。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 23 条第1項、同条第3項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 ※ この場合の勤務延時間数は、勤務表上、施設のサービスの提供に従事する時間又は施設のサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。 従業員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数を上限としてください。 ② ①でいう入居者の数は、前年度の平均値となっていますか。 ※ 「前年度の平均値」は、前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日をもって終わる年度)の平均を用いてください。 この場合、入居者数等の平均は、前年度の全入居者等の延数を前年度の日数で除して得た数とします。	はい・いいえ はい・いいえ	条例第 152 条 第1項第3号ア 平 18 厚労令 34 第 131 条 H18-0331004 第2の2(1) 第2の2(2) 条例第 152 条 第2項 H18-0331004 第2の2(5)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	この平均入居者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。 ※この場合の入居者延数は、入所等した日を含み、退所等した日は含まない取扱いです。 ※ 新たに事業を開始・再開・増床した施設においては、新設・増床分のベッドに関しては、次のとおりです。 ア 前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)は、新設・増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入居者数等とする。 イ 新設・増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全入居者等の延数を6月間の日数で除して得た数とする。 ウ 新設・増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間ににおける全入居者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。 ※ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入居者数等の延数を延日数で除して得た数とします。 ※ これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により入居者数を推定するものとします。		
	③ 介護職員のうち1人以上は、常勤の者ですか。 ※ 「常勤」とは、施設における勤務時間が、施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とします。)に達していることをいいます。 ただし、母性健康管理措置又は育児、<u>介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられた者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことが可能です。</u> <u>当該施設に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)</u>の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとして扱われます。 例えば、指定施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、指定介護老人福祉施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 ※ 同一の事業者によって施設に併設される事業所等の職務であって、施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないとされているものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、指定施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。	はい・いいえ	条例第 152 条 第6項 H18-0331004 第2の2(3)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限りです。 同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。		
	④ 看護職員(看護師または准看護師)の数は、1以上ですか。	はい・いいえ	条例第 152 条 第1項第3号イ
	⑤ 看護職員のうち1人以上は、常勤の者ですか。	はい・いいえ	条例第 152 条 第7項
	※ サテライト型居住施設の看護職員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えありません。		H18-0331004 第3の七の2(3)
7 栄 養 士 又 は 管 理 栄 養 士	栄養士又は管理栄養士を1以上置いていますか。 ※ 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができます。 ※ サテライト型居住施設の栄養士又は管理栄養士については、本体施設(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は病床数 100 以上の病院に限る。)の栄養士又は管理栄養士によるサービス提供が、本体施設の入居者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、置かないことができます。	はい・いいえ	条例第 152 条 第1項第4号、 第8項、第 13 項 平 18 厚労令 34 第 131 条 H18-0331004 第3の七の2(4) (7)
8 機 能 訓 練 指 導 員	① 機能訓練指導員を1以上置いていますか。 ② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者ですか。 ※ 「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者です。 ※ 入居者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 ※ 機能訓練指導員は、施設の他の職務に従事することができます。 ※ 施設に指定通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の機能訓練指導員については、施設の機能訓練指導員により利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができます。	はい・いいえ はい・いいえ	条例第 152 条 第1項第5号 平 18 厚労令 34 第 131 条 条例第 152 条 第8項・第9項 第 10 項 第 13 項 H18-0331004 第3の七の2(5) (7)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ サテライト型居住施設の機能訓練指導員については、本体施設(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。)の機能訓練指導員又は理学療法士、作業療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。		
	③ 個別機能訓練加算を算定している場合において、看護職員を当該加算に係る常勤専従の機能訓練指導員として配置している場合、その職員を配置基準における、看護職員の員数として扱うことはしていませんか。	はい・いいえ	
9 介護支援 専門員	① 介護支援専門員を1以上置いていますか。	はい・いいえ	条例第 152 条 第1項第6号、 第 8 項、第 15 項 平 18 厚労令 34 第 131 条 H18-0331004 第3の七の2(6)
	※ サテライト型居住施設の介護支援専門員については、本体施設(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。)の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入居者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。		
	※ 施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の介護支援専門員により施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、施設の介護支援専門員を置かないことができます。		
	② 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者ですか。	はい・いいえ	条例第 152 条 第8項、第 11 項 H18-0331004 第3の七の2(6)
	※ 入居者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができます。		
	※ この場合、兼務を行う介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、介護支援専門員の勤務時間の全体を他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとします。		
	※ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではありません。		
10 併 設 事 業 所	① 施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用定員は、施設の入居定員と同数を上限としています。	はい・いいえ	条例第 152 条 第 14 項 平 18 厚労令 34 第 131 条 H18-0331004 第3の七の2(8)
	※ 施設全体が地域密着型サービスの趣旨に反して過大なものとならないよう、上限を設けています。		
	※ 施設に指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合は、定員の上限はありません。		
	② 施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所等が併設される場合においては、それぞれの人員基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できます。	はい・いいえ	条例第 152 条 第 16 項 H18-0331004 第3の七の2(10) (第3の四の2 (1)②チ)
	※ 介護職員については、「居住」に移行してからなじみの関係を保てるよう、人員としては一体のものとして、運営することを認めています。		
	③ 施設に次の事業所が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり、置かないことができる人員を認めています。	はい・いいえ	H18-0331004 第3の七の2(7)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ア 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 ・ 医師 ・ 生活相談員 ・ 栄養士 ・ 機能訓練指導員 イ 指定(介護予防)通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所 ・ 生活相談員 ・ 機能訓練指導員 ウ 指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所 ・ 生活相談員 ・ 機能訓練指導員 エ 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と併設する指定地域密着型介護老人福祉施設 ・ 介護支援専門員		
	④ 医師及び介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出していますか。 ※ 介護支援専門員の数については1人以上(入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに1を標準とする。)	はい・いいえ	条例第 152 条 第 17 項
第3 設備に関する基準			
11 設備	① 次の設備を備えていますか。 ☐ユニット ①居室 ②共同生活室 ③洗面設備 ④便所 ☐浴室 ☐医務室 ☐調理室 ☐洗濯室又は洗濯場 ☐汚物処理室 ☐介護材料室 ☐事務室その他の運営上必要な設備	はい・いいえ	条例第 181 条 第1項 平 18 厚労令 34 第 160 条 H18-0331004 第3の七の5(2) 特養条例第 52 条第3項
	② 施設全体を、居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営していますか。 ※ ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠です。 ※ 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。 ※ ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。	はい・いいえ	条例第 181 条 第1項 H18-0331004 第3の七の5(2) ①・②・③

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	③ 次の要件を満たす居室を設けていますか。 ア 1の居室の定員は、1人とすること。 ※ 入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ※ 1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。 ウ 地階に設けてはならないこと。 エ 1の居室の床面積等は、次の要件を満たすこと。 a 10.65 m²以上とすること。 ※ 居室の定員が2人の場合は、21.3 m²以上とすること。 b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 オ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 カ 1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 キ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ク 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ケ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ※ ユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とします。 ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。 ※ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、共同生活室に近接して一体的に設けなければなりません。 この場合、「共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいいます。 ア 共同生活室に隣接している居室 イ 共同生活室に隣接してはいないが、アの居室と隣接している居室 ウ その他共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室のア・イの居室を除く。) ※ 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下を原則とします。 ※ ユニット型施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。 ア ユニット型個室 床面積は、10.65 m²以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とします。 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3 m²以上とします。 イ ユニット型個室的多床室	はい・いいえ	条例第181条 第1項第1号ア H18-0331004 第3の7の5(2) ④ 特養条例第52 条第4項(1)ア

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合、床面積は、10.65 m²以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とします。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものです。 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3 m²以上とします。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がアの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。		
	④ 次の要件を満たす共同生活室を設けていますか。 ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 イ 地階に設けてはならないこと ウ 1の共同生活室の床面積は、2m²に共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 エ 必要な設備及び備品を備えること。 ※ 他のユニットの入居者が、共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっている必要があります。 ※ 共同生活室は、ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されている必要があります。 ※ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。 ※ 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいです。	はい・いいえ	条例第181条第1項第1号イ H18-0331004 第3の七の5(2) ⑤ 特養条例第52条第4項(1)イ
	⑤ 次の要件を満たす洗面設備を設けていますか。 ア 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。 ※ 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。 この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。	はい・いいえ	条例第181条第1項第1号ウ H18-0331004 第3の七の5(2) ⑥

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 ⑥ 次の要件を満たす便所を設けていますか。 ア 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ※ 便所は、居室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。 この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。 なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。	はい・いいえ	条例第 181 条 第1項第1号エ H18-0331004 第3の七の5(2) ⑦
	⑦ 次の要件を満たす浴室を設けていますか。 ア ユニットごとに設けること。 イ 要介護者が入浴するのに適したものとすること。	はい・いいえ	条例第 181 条 第1項第2号 【 独 自 基 準 (市)】
	⑧ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所である医務室を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 ※ 本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所(入居)者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りず。	はい・いいえ	条例第 181 条 第1項第3号
	⑨ 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。	はい・いいえ	平 12 老発 214 第7の2(第2の1の(8))
	⑩ 汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有し、換気及び衛生管理等に十分配慮していますか。	はい・いいえ	平 12 老発 214 第7の2(第2の1の(9))
	⑪ 設備は、専ら施設の用に供するものとなっていますか。 ※ 入居者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。 ※ 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮してください。	はい・いいえ	条例第 181 条 第2項 H18-0331004 第3の七の5(2) ⑨(第3の七の3(1))
12 構造等	① 廊下幅は 1.5m 以上、中廊下の幅は 1.8m 以上となっていますか。	はい・いいえ	条例第 181 条 第1項第4号 平 18 厚労令 34 第 160 条 H18-0331004 第3の七の5(2) ⑨(第3の七の3(2)) 特養条例第 52 条第6項
	② 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所には常夜灯を設けていますか。	はい・いいえ	
	③ 廊下及び階段には手すりを設けていますか。	はい・いいえ	
	④ 階段の傾斜は、緩やかにしていますか。	はい・いいえ	
	⑤ 居室、静養室等、ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1か所以上の傾斜路を設けていますか。ただし、エレベータを設ける場合はこの限りではありません。	はい・いいえ	
	※ 廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができます。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	これは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。 また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要があります。		
	⑥ 建物は耐火建築物になっていますか。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建築物とすることができます。(その他例外あり)	はい・いいえ	条例第 181 条 第1項第5号 H18-0331004 第3の七の5(2)
	⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(消防法その他の法令等に規定された設備)を設けていますか。	はい・いいえ	⑨(第3の七の3(3)(第3の三の2(1)(5)口)) 特養条例第 52 条第1項
	※ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければなりません。		
第4 運営に関する基準			
13 内容及び 手続きの説明及び同意	入居者に対し適切なサービスを提供するため、提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者または家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入居申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。 ※ わかりやすい説明書やパンフレット等(他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等を一体的に作成することは差し支えありません。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。 ※ 同意については、書面によって確認することが適当です。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 10 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 7 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第 3 の 一 の 4 (1))
14 提供拒否の禁止	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止します。 ※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、その他入居申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合に限られます。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 11 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 8 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第 3 の 一 の 4 (2))
15 サービス提供困難時の対応	入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 154 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 133 条準用)
16 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 ※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られます。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 13 条第1項準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 10 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第 3 の 一 の 4 (4)①)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 13 条第 2 項 準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 1 の 4 (4)(2))
17 要 介 護 認 定の申請に 係る援助	① 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 190 条(第 14 条第 1 項準用) 平 18 厚 労 令 34 第 169 条 (第 3 条の 11 準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 1 の 4 (5)(1))
	※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえての規定です。		
	② 要介護認定が申請の日から 30 日以内に行われることとされていることから、更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の 30 日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 14 条第 2 項 準用②) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 1 の 4 (5)(2))
18 入 退 所	① 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 155 条第 1 項準用) 平 18 厚 労 令 34 第 169 条 (第 134 条準 用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 7 の 4 (1)(1))
	※ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上、精神上的の著しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介護者を対象としています。		
	② 入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 155 条第 2 項準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 7 の 4 (1)(2))
	※ 入居を待っている申込者がいる場合には、入居してサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければなりません。		
	※ 施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護の必要の程度及び家族の状況等を勘案する必要があります。		
	※ 優先的な入居の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意してください。具体的には、入所指針に基づき入所検討委員会を開催して優先入所を決定します。 〔参照〕 「甲府市指定介護老人福祉施設等入所指針」(平成 31 年 4 月 1 日)		
	③ 入居申込者の入居に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、家族の状況、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 155 条第 3 項準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 7 の 4 (1)(3))
	※ 家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、居宅での生活へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行ってください。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 質の高いサービスの提供に資することや生活の継続性を重視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければなりません。		
	④ 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が退居して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 155 条第 4 項準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 7 の 4 (1)(4))
	⑤ 検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。	はい・いいえ	
	⑥ 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者および家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 155 条第 6 項準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 7 の 4 (1)(5))
	※ 検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入居者に対し、退居に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助を行ってください。		
	※ 安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意してください。		
	※ 退居が可能になった入居者の退居を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退居後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ってください。		
	⑦ 入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 155 条第 7 項準用)
19 サービスの 提供の記録	① 入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種別及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、被保険者証に記載していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 156 条第 1 項準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 135 条準用)
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 156 条第 2 項準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 7 の 4 (2))
	※ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入居者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。		
	※ サービスの提供の記録は、5年間保存してください。		【 独 自 基 準 (市)】
20 利用料等 の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての利用者負担として、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域密着型サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割(法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。	はい・いいえ	条例第 182 条 第 1 項 平 18 厚労令 34 第 161 条 H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (3) (第 3 の 7 の 4 (3)①(第 3 の 4 の 4 (1)(2)))
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ	条例第 182 条 第 2 項 H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (3) (第 3 の 7 の 4 (3)①(第 3 の 4 の 4 (1)(2)))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 指定地域密着型介護老人福祉施設とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営規程とは別に定められていること。 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設の会計と区分していること。		
	③ ①②のほか、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 ア 食事の提供に要する費用 イ 居住に要する費用 ウ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 オ 理美容代 カ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの a 入居者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 b 入居者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 c 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等) d 預り金の出納管理に係る費用	はい・いいえ	条例第 182 条 第3項 H18-0331004 第3の七の5(3) (第3の七の4 (3)①・②) 平 12 老企 54 平 12 老振 75・ 老健 122
	※ ア～エまでの費用に係る同意については、文書によって得なければなりません。		
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。		
	※ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の趣旨にかんがみ、力の徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。 a その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 b お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。 c 入居者または家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。 d その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 e その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。 ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 施設における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 a 契約の締結にあたっては、入居者または家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 b 契約の内容について、入居者から文書により同意を得ること c 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに施設の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。	はい・いいえ	条例第 182 条 第4項 平 17 厚労告 419
	⑤ 居住に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 居住に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 a 契約の締結に当たっては、入居者または家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 b 契約の内容について、入居者から文書により同意を得ること。 c 居住に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに施設の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 居住に係る利用料は、室料及び光熱水費に相当する額を基本とすること。 ウ 居住に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。 a 入居者が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。) b 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用	はい・いいえ	条例第 182 条 第4項 平 17 厚労告 419
	⑥ ③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者または家族に対し、サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ていますか。 ※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者または家族に対し、サービスの内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、入居者の同意を得なければなりません。同意については、入居者及び施設双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行ってください。 この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じることにより、受領のたびに逐次行う必要はなく、入居の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認することが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要があるときは、その都度、同意書により確認するものとします。 ※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。	はい・いいえ	条例第 182 条 第5項 平 12 老振 75・ 老健 122
	⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第 42 条の2 第9項(第 41 条

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 領収証には、利用者負担額・食事の提供に要した費用の額・居住に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。 また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。		第8項準用) 施行規則 第 65 条の5(第 65 条準用)
21 保 険 給 付 の 請 求 の た め の 証 明 書 の 交 付	法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付していますか。 ※ 入居者が保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しなければなりません。	はい・いいえ 該当なし	条例第 190 条 (第 23 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 20 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第 3 の 一 の 4 (13))
22 指 定 地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 入 所 者 生 活 介 護 の 取 扱 方 針	① 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われていますか。 ※ 入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行わなければなりません。 ※ 入居者へのサービス提供に当たっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴との中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助してなければなりません。 ※ こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、過程の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。	はい・いいえ	条例第 183 条 第 1 項 平 18 厚労令 34 第 161 条 H18-0331004 第3の七の5(4) ①
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。 ※ 入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行わなければなりません。 ※ 従業者は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要です。	はい・いいえ	条例第 183 条 第 2 項 H18-0331004 第3の七の5(4) ②
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。	はい・いいえ	条例第 183 条 第 3 項
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。	はい・いいえ	条例第 183 条 第 4 項
	⑤ 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者または家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 183 条 第 5 項
	⑥ 自ら提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	条例第 183 条 第 8 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
23 身 体 的 拘 束 等 の 禁 止	① サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為)を行っていませんか。	はい・いいえ	条例第 183 条 第6項 平 18 厚労令 34 第 162 条 平 13 老発 155 身体拘束ゼロ への手引き
	〔身体的拘束等禁止の対象となる具体的行為〕 ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。 キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 サ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。		
	② 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 ※ 身体的拘束に関する上記の記録は、計画担当介護支援専門員の業務とされています。 ※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存してください。	はい・いいえ	条例第 183 条 第7項 H18-0331004 第3の七の4(4) 【 独 自 基 準 (市) 】
	③ 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。		平 13 老発 155 の 6 の(2)
	④ 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により入所者や家族にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。	はい・いいえ	平 13 老発 155 の 6 の(1)(2)
	⑤ 上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。 ① 拘束の三要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか。 ② 拘束期間の「解除予定日」が定められているか。 ③ 説明書(基準に定められた身体拘束の記録)は拘束開始日前に作成されているか。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑥ 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。 ※ 平成 30 年 4 月から新たに、身体拘束実施者の有無に関わらず、委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が義務付けられました。(※実施しない場合は介護報酬の減算となります。)	はい・いいえ	平 13 老発 155 2、3
	⑦ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体的拘束適正化検討委員会)」を設置し、3 月に 1 回以上開催していますか。 ※ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(「身体的拘束適正化検討委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしてください。	はい・いいえ	条例第 183 条第 8 項第 1 号
	⑧ 委員会を開催した結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	条例第 183 条第 8 項第 1 号
	⑨ 身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を定めていますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第3の七の4(4)③
	※ 同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。 ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
	※ 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営推進会議又は事故防止委員会及び感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいです。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられます。		
	※ 指定地域密着型介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 身体的拘束等適正化検討委員会では、具体的には次のような取り組みを想定しています。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ※ 身体拘束適正化検討委員会は、テレビ電話送致その他の情報通信機器を活用して行うことができます。		
	⑩ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、以下の内容を盛り込んでいますか イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	はい・いいえ	条例第 183 条 第 8 項第 2 号 H18-0331004 第 3 の七の 4(4) ④
	⑪ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年 2 回以上)に実施していますか。 また、新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を実施していますか。 ※ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年 2 回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。	はい・いいえ	条例第 183 条 第 8 項第 3 号 H18-0331004 第 3 の七の 4(4) ⑤
24 地 域 密 着	① 管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第 1

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
型施設サービス計画の作成	※ 地域密着型施設サービス計画の作成および実施に当たっては、いたずらに計画内容やその実施を入居者に強制することとならないように留意してください。		項準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 138 条準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(5)①)
	② 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第2項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(5)②)
	※ 地域密着型施設サービス計画は、入居者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。		
	※ 地域密着型施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入居者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、地域の住民による入居者の話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて地域密着型施設サービス計画に位置づけることにより、総合的な計画となるよう努めなければなりません。		
	③ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第3項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(5)③)
	※ 地域密着型施設サービス計画は、個々の入居者の特性に応じて作成されることが重要です。		
	※ このため計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に先立ち入居者の課題分析を行わなければなりません。		
	※ 課題分析とは、入居者の有する日常生活上の能力や入居者を取り巻く環境等の評価を通じて入居者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入居者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。		
	④ 計画担当介護支援専門員は、アセスメント(解決すべき課題の把握)に当たっては、入居者および家族に面接して行っていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第4項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(5)④)
	※ 入居者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者および家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。		
	※ 計画担当介護支援専門員は、面接技法等の研鑽に努めることが重要です。なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとします。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑤ 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者および家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標および達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第5 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (5)(5))
	※ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画が入居者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、地域密着型施設サービス計画原案を作成しなければなりません。		
	※ 地域密着型施設サービス計画原案は、実現可能なものとする必要があります。		
	※ 地域密着型施設サービス計画原案には、各種サービス(機能訓練、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。		
	※ 提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、達成時期には地域密着型施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要です。		
	※ サービスの内容には、施設の行事及び日課等も含まれます。		
	⑥ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第6 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (5)(6))
	※ 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い地域密着型施設サービス計画とするため、サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。		
	※ 計画担当介護支援専門員は、入居者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があります。		
	※ 担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び生活状況等に関係する者を指します。		
	※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、入所者等が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を取る必要があります。		
	※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、入所者等が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を取る必要があります。		条例第 159 条 第 6 項
	⑦ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者または家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第7 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (5)(7))
	※ サービスの内容への入居者の意向の反映の機会を保障するため、地域密着型施設サービス計画は、入居者の希望を尊重して作成されなければなりません。		
	※ 説明及び同意を要する地域密着型施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指します。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 必要に応じて入居者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。		
	⑧ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入居者に交付していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第8 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (5)(8)) 【 独 自 基 準 (市)】
	※ 交付した地域密着型施設サービス計画は、5年間保存してください。		
	⑨ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、モニタリング(実施状況の把握(入居者についての継続的なアセスメントを含む))を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第9 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (5)(9))
	※ 計画担当介護支援専門員は、入居者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。		
	※ 地域密着型施設サービス計画の作成後においても、入居者および家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行ってください。		
	※ 入居者の解決すべき課題の変化は、入居者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入居者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。		
	⑩ 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入居者および家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 ア 定期的に入居者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第 10 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (5)(10))
	※ 「定期的に」の頻度については、入居者の心身の状況等に応じて適切に判断してください。		
	※ 特段の事情とは、入居者の事情により、入居者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれません。		
	※ 特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。		
	⑪ 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ア 入居者が要介護更新認定を受けた場合 イ 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第 11 項準用)
	⑫ 地域密着型施設サービス計画を変更する場合においても、②～⑧の一連の業務を行っていますか。 ※ 入居者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はありません。ただし、この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入居者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 159 条第 12 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (5)(11))
25 介護	① 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。	はい・いいえ	条例第 184 条 第1項 平 18 厚労令 34 第 163 条 H18-0331004 第3の七の5(5) ①
	※ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針を受けた適切な技術をもって介護を行わなければなりません。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要があります。 ※ 入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要があります。		
	② 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。 ※ 「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やごみ出しなど、多様なものが考えられます。	はい・いいえ	条例第 184 条第2項 H18-0331004 第3の七の5(5) ②
	③ 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供していますか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。 ※ 入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。(一律の入浴回数を設けることは適切ではありませんが、最低でも、1週間に2回以上入居者に入浴の機会を提供する必要があります。) ※ 入居者の心身の状況や自立支援も踏まえた適切な方法により実施してください。 ※ 入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入居者の清潔保持に努めなければなりません。	はい・いいえ	条例第 184 条第3項 H18-0331004 第3の七の5(5) ③
	※ 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を見守ることは重大な事故につながる恐れがあるため、次のような事項を実施していますか。 ア 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありますか。 イ 事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制が確保されていますか。 ウ 施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためにマニュアルを整備し、定期的に職員に周知していますか。 エ 機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分に理解しているか確認していますか。 オ 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施していますか。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	【入浴中の事故の例】 1 職員が1人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入所者が頭から転落した。 2 職員3人で利用者4人を入浴介助中、利用者1人がけがをしたため、職員2人が浴室を離れた。その間、職員1人で利用者3人を介助・見守りしていた。職員が利用者1人の体を洗っているとき、背を向けていた浴槽内の利用者が溺れた。 3 職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽の水位が上がり、利用者が溺れた。 4 職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、①利用者が座位を保てないこと、②リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあること、を知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。		
	④入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。 ※ 排せつの介護は、入居者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。	はい・いいえ	条例第 184 条 第4項 H18-0331004 第3の七の5(5) ④(第3の七の4(6)③)
	⑤ おむつを使用せざるを得ない入居者については、そのおむつを適切に取り替えていますか。	はい・いいえ	条例第 184 条 第5項 H18-0331004 第3の七の5(5) ④(第3の七の4(6)④)
	※ 入居者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入居者の排せつ状況を踏まえて実施していますか。	はい・いいえ	
	※ おむつ交換等の排せつ介助は、入所者の状況に応じて下記ア～キのとおり行っていますか。 ア おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時交換を基本としますが、認知症その他の障がい意思伝達が不可能な場合の定時交換は、十分な頻度で行っていますか。 イ 不安感や羞恥心への配慮をしていますか。 ウ 感染対策に留意していますか。 エ 夜間の排せつ介助及びおむつ交換についても、十分配慮されていますか。 オ 衝立、カーテン等を活用して、プライバシーに配慮していますか。 カ 汚物入容器等は見苦しくないようにしていますか。 キ 汚物は速やかに処理されていますか。	はい・いいえ	
	⑥ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。 ※ 褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。 例えば、次のようなことが考えられます。 ア 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入居者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。 イ 施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく。	はい・いいえ	条例第 184 条 第6項 H18-0331004 第3の七の5(5) ④(第3の七の4(6)⑤)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
(喀痰吸引等について)	※ 同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状態を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ウ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 エ 褥瘡対策のための指針を整備する。 オ 褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。 ※施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。		
	⑦ 入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。 ※ 施設は、入居者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容等の入居者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。	はい・いいえ	条例第 184 条第7項 H18-0331004 第3の七の5(5) ④(第3の七の4(6)(6))
	⑧ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 ※ 非常勤の介護職員でも差し支えありません。	はい・いいえ	条例第 184 条第8項 H18-0331004 第3の七の5(5) ④(第3の七の4(6)(7))
	⑨ 入居者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい・いいえ	条例第 184 条第9項
	⑩ 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。	はい・いいえ 該当なし	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の2、48 条の3 同法施行規則第 26 条の2、第 26 条の3
	⑪ 事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。)	はい・いいえ	平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)
	⑫ 介護福祉士(認定特定行為業務従事者)による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。 また、指示書は次のとおりとなっていますか(該当項目にチェック)。 ☐ 医師の指示書が保管されている。 ☐ 指示書は有効期限内のものとなっている。	はい・いいえ	
	⑬ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑭ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	はい・いいえ	
	⑮ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	はい・いいえ	
	⑯ 実施した結果について、結果報告書の作成、医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	はい・いいえ	
	⑰ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	はい・いいえ	
	⑱ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい・いいえ	
26 食事	① 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	はい・いいえ	条例第 185 条第 1 項 平 18 厚労令 34 第 164 条
	② 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 185 条第 2 項
	③ 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り 自立して食事をすることができるよう必要な時間を確保していますか。	はい・いいえ	条例第 185 条第 3 項 H18-0331004 第 3 の七の 5(6) ①
	※ 施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事をすることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。		
	④ 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をすることを支援していますか。	はい・いいえ	条例第 185 条第 4 項 H18-0331004 第 3 の七の 5(6) ②
	※ 入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事をすることができるよう支援しなければなりません。		
	※ 共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要があります。		
	⑤ 入居者ごとの適切な栄養状態を定期的に把握し、個々の入居者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体の状態や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としていますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第 3 の七の 5(6) ③(第 3 の七の 4(7)①)
	⑥ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第 3 の七の 5(6) ③(第 3 の七の 4(7)②)
	※ 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けてください。		
	⑦ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降としていますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第 3 の七の 5(6) ③(第 3 の七の 4(7)③)
	※ 早くても午後 5 時以降としてください。		
	⑧ 食事の提供に関する業務は施設自らが行っていますか。	はい・いいえ	H18-0331004

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、施設の最終的責任の下で第三者に委託することができます。		第3の七の5(6) ③(第3の七の4(7)(4))
	⑨ 食事提供については、入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第3の七の5(6) ③(第3の七の4(7)(5))
	⑩ 入居者に対して、適切な栄養食事相談を行っていますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第3の七の5(6) ③(第3の七の4(7)(6))
	⑪ 食事内容については、施設の医師又は栄養士を含む会議において検討していますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第3の七の5(6) ③(第3の七の4(7)(7))
27 相 談 及 び 援 助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者または家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 162 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 141 条準用)
28 社 会 生 活 上 の 便 宜 の 提 供 等	① 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	はい・いいえ	条例 186 条第 1 項 平 18 厚労令 34 第 165 条 H18-0331004 第3の七の5(7) ① 第3の七の5(7) ②
	※ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針を受けて、入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければなりません。		
	※ ユニット型施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければなりません。		
	② 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者または家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	はい・いいえ	条例第 186 条 第2項 H18-0331004 第3の七の5(7) ③(第3の七の4(9)(2))
	※ 郵便、証明書等の交付申請等、入居者が必要とする手続等について、入居者または家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければなりません。		
	※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。		
	③ 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	はい・いいえ	条例第 186 条 第3項 H18-0331004 第3の七の5(7) ③(第3の七の4(9)(3))
	※ 家族に対し、施設の会報の送付、施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入居者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。		
	※ 面会の場所や時間等についても、入居者や家族の利便に配慮したものとするよう努めなければなりません。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	④ 入居者の外出の機会を確保するよう努めていますか。 ※ 入居者の生活を施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければなりません。	はい・いいえ	条例第 186 条第 4 項 H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (7) ③ (第 3 の 7 の 4 (9) ④)
29 機能訓練	入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または減退を防止するための訓練を行っていますか。 ※ 訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければなりません。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 164 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 143 条準用) H18-0331004 第 3 の 7 の 5 (10) (第 3 の 7 の 4 (10))
30 栄養管理	① 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。 <u>令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務でしたが、令和 6 年 4 月 1 日より次のとおり義務化されました。</u> 入所者に対する栄養管理については、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものです。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うことができます。栄養管理については、以下の手順により行うこととされています。 ア 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成することとされています。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ることが必要です。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。 イ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録しなければなりません。 ウ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すことが必要です。 エ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、<u>(令和 6 年 3 月 15 日老認発 0315 第 2 号、老老発 0315 第 2 号通知)「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」</u>において示されているので、参考としてください。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 164 条の 2 準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 143 条の 2 準用)
	② 上記ア～エの手順に従っていますか。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
31 口 腔 衛 生 管 理	① 入所者の口腔(くう)の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。 <u>令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日より次のとおり義務化されました</u>	はい・いいえ	条例第190条 (第164条の3 準用) 平18厚労令 34第169条 (第143条の3 準用)
	※指定施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものです。 (令和6年3月15日老認発0315第2号、老老発0315第2号通知) 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」も参照してください。		
	② 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っていますか。	はい・いいえ	
	③ 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していますか。	はい・いいえ	
	④ 技術的助言及び指導に基づき、以下の(ア)～(オ)の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直していますか。 (ア) 助言を行った歯科医師 (イ) 歯科医師からの助言の要点 (ウ) 具体的方策 (エ) 当該施設における実施目標 (オ) 留意事項・特記事項 ※ なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができますものとされています。		
	⑤ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は <u>ウ</u> の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っていますか。	はい・いいえ	
	⑥ 当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、 <u>実施事項等を文書で取り決めていますか。</u>	はい・いいえ	平12老企43 第4の18の(4)
32 健康管理	医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っていますか。	はい・いいえ	条例第190条 (第165条準 用) 平18厚労令

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 健康管理は、医師及び看護職員の業務です。		34 第 169 条 (第 144 条準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(11))
33 入 居 者 の 入 院 期 間 中 の 取 扱 い	入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者および家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにしていますか。 ※ 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入居者の入院先の病院又は診療所の主治医に確認するなどの方法により判断してください。 ※ 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入居者および家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指します。 ※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入居者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指します。 ※ 施設側の都合は、基本的には該当しません。 ※ やむを得ない事情がある場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入居者の生活に支障を来さないよう努める必要があります。 ※ 入居者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えありませんが、入居者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければなりません。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 166 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 145 条準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(12))
34 入 居 者 に 関 する 市 町 村 へ の 通 知	入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態または原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、市町村に通知しなければなりません。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 29 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 26 準用) H18-0331004 第 3 の 七 の 5 (10)(第3の一の4(17))
35 緊 急 時 等 の 対 応	① 現にサービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師(基準省令第 131 条第1項第1号に規定する医師をいう。この自主点検表において以下同じ。)及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 166 条の 2 準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 145 条の 2 準用)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 入居者の病状の急変等に備えるため、施設に対して配置医師及び協力医療機関の協力を得て、あらかじめ配置医師による対応又はその他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものです。 対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法、診察を依頼するタイミング等があげられます。		H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(13))
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っていますか。	はい・いいえ	
	※ 当該対応方針については、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更してください。見直しの検討に当たっては、施設内の急変対応の事例について関係者で振り返りを行うことなどが望ましいです。なお、基準省令第28条第2項において、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応の確認をすることとされており、この確認について、当該対応方針の見直しとあわせて行うことも考えられます		
36 管理者による管理	管理者は、常勤かつ専ら施設の職務に従事していますか。 ※ 次の場合であって、施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 施設の従業者としての職務に従事する場合 イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定介護老人福祉施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられます。) ウ 施設がサテライト型居住施設である場合であって、本体施設(病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	はい・いいえ	条例第190条 (第167条準用) 平18厚労令 34第169条 (第146条準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(16))
37 管理者の責務	① 管理者は、施設の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい・いいえ	条例第190条 (第60条の11準用) 平18厚労令 34第169条 (第28条準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の三の3(4))
	② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
38 計 画 担 当 介 護 支 援 専 門 員 の 責 務	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務のほか、次の業務を行っていますか。 ア 入居に際し、指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 イ 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 ウ 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者および家族の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行うこと。 エ 退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 オ 身体的拘束等の態様及び時間、心身の状況及び緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 カ 苦情の内容等の記録を行うこと。 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うこと。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 168 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 147 条準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(15))
39 運 営 規 程	施設ごとに、次の重要事項に関する規程を定めていますか。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 入居定員 ※ 入居定員は、指定地域密着型介護老人福祉施設の事業の専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、居室の利用人員数)と同数としてください。 エ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 オ 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ※ 「サービスの内容」は、入居者が、自ら生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指します。 ※ 「その他の費用の額」は、支払を受けることが認められている費用の額を指します。 カ 施設の利用に当たっての留意事項 ※ 入居者がサービスの提供を受ける際の、入居者側が留意すべき事項(入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指します。 キ 緊急時等における対応方法 ク 非常災害対策(非常災害に関する具体的計画) ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ その他施設の運営に関する重要事項 ※ 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。	はい・いいえ	条例第 187 条 平 18 厚労令 34 第 166 条 H18-0331004 第3の七の5(8) ① 第3の七の5(8) ②(第3の七の4(16)①・②・③・⑤) 第3の七の5(8) ②(第3の七の4(16)④(第3の三の3(5)⑤))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
40 勤 務 体 制 の 確 保 等	① 入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ	条例第 188 条 第 1 項 平 18 厚 労 令 34 第 167 条 H18-0331004 第 3 の 七 の 5 (9) ③ (第 3 の 七 の 4 (17) ①)
	※ 原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		
	② 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 188 条 第 2 項 H18-0331004 第 3 の 七 の 5 (9) ①・②
	ア 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。		
	イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。		
	ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。		
	※ 従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければなりません。		
	※ 従業者が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められます。		
	※ 常勤のユニットリーダーについては、当面は、研修受講者を各施設に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととします。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)従業者を決めてもらうことで足りるものとします。		
	※ 研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。		
	※ 今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者の研修受講について配慮してください。		
	③ 施設の従業者によってサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第 188 条 第 3 項 H18-0331004 第 3 の 七 の 5 (9) ③ (第 3 の 七 の 4 (17) ②)
	※ 入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。		
	※ 調理業務、洗濯等の入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことができます。		
	④-1 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	条例第 188 条 第 4 項 H18-0331004 第 3 の 七 の 5 (9) ③ (第 3 の 七 の 4 (17) ③)
	※ 研修機関が実施する研修や施設内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。		
	④-2 全ての従業者(介護福祉士等資格を有する者等を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 188 条 第 4 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑤ 適切な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。 ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)	はい・いいえ	条例第188条第5項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。		
41 業 務 継 続 計 画 の 策 定 等	当該項目の適用にあたっては、令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日より次のとおり義務化となりました。		
	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (準用第 33 条 の 2)
	※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携		
	※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。		
	② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい・いいえ	
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 ※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。		
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	
42 定 員 の 遵 守	ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。 ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	はい・いいえ	条例第188条 平18厚労令 34第168条
43 非 常 災 害 対 策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 ※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 ※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 ※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあっては防火管理者に行わせてください。 ※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている指施設においても、防火管理について責任者を定め、その責任者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。	はい・いいえ	条例第190条 (第60条の15 準用) 平18厚労令 34第169条 (第32条準 用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の三の3 (7))
	② 電気、水道等の供給停止に備え、食糧等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資器材の整備に努めていますか。 ※ 入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている3日分程度の備蓄に努めるものとします。	はい・いいえ	甲府市地域防 災計画(H30 年4月) 第2章第12節 第1

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」(平成29年3月 山梨県福祉保健部)等を参考としてください。		
44 衛 生 管 理 等	① 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 ※ このほか、次の点に留意してください。 ア 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行わなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。 イ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ウ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ※ 洗面所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 172 条第 1 項準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 151 条準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (18)①)
(空 調 設 備)	② 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。 ※居室内やリビングなど、施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。	はい・いいえ	
(医 薬 品 ・ 医 療 機 器)	③ 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 ※誤薬事故を防止するために、次のような事項を行っていますか。 ア 医務室等の保管場所について、職員の不在時は常時施錠するなど、入所者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生することなどを未然に防ぐための措置を講じていること。 イ 誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成すること。また、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知すること。 ウ 投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行うこと。	はい・いいえ	
(感 染 症 ・ 食 中 毒 の 予 防)	④ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上実施すること。 また、新規採用時には必ず感染症対策研修を実施すること。 ※ (1)～(3)について、具体的には次の取扱いとします。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 172 条第 2 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (18)②)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成してください。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者(専任の感染対策を担当する者)を決めておく必要があります。 ※ 感染対策委員会は、入所者の状況あど施設の状況に応じ、概ね3月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要(事故防止委員会・身体拘束適正化委員会は一体的に設置・運営可)であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。 また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ※ 平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(厚労省ホームページ)を参照してください。 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 ※ 介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 ※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。 ※ 研修の実施内容についても記録することが必要です。 ※ 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 エ 入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。 こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、感染症に関する知識、対応等について周知することが必要です。		
	⑤ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施していますか。	はい・いいえ	条例 第172条第2 項第3号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑥ (1)～(4)のほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)に沿った対処についてマニュアル等で定め、感染症又は食中毒の発生が疑われる際はこれに沿って対応を行っていますか。 〔厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順〕 ア 従業者が、入所者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者に報告する体制を整えること。 イ 管理者は当該指定施設における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前記アの報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。 ウ 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図らなければならないこと。 エ 指定医師及び看護職員は、当該指定施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。 オ 指定施設の管理者及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じなければならないこと。 カ 指定施設は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。 キ 管理者は、次に掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。 (イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合 (ロ) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (ハ) 上記(ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ特に管理者等が報告を必要と認めた場合 ク 上記キの報告を行った場合は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう、努めなければならないこと。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 以下の通知等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。 「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」(令和5年9月厚生労働省老健局) 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(2019年3月 厚労省老人保健健康等増進事業) 「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」(平成28年9月16日 厚労省通知) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日厚労省通知 別添) 「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成17年1月10日厚労省通知) 「インフルエンザ施設内感染予防の手引」(平成25年11月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室) 「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」(平成11年11月26日厚生省通知) 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日厚労省通知) 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成15年厚労省告示264)		
45 協 力 医 療 機 関 等	【努力義務】 当該項目の適用にあたっては、3年間の経過措置が設けられており、令和9年3月31日までは努力義務とされていますが、経過措置期限を待たず、可及的速やかに連携体制を構築することが望ましいとされています。		H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4の(22)の①)
	① 定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めていますか。 なお、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えありません。	はい・いいえ	条例第190条 (第173条準用) 平18 厚労令 34 第169条 (第152条準用)
	② 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していますか。	はい・いいえ	
	③ 該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していますか。	はい・いいえ	
	④ 所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していますか。	はい・いいえ	
	⑤ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出ていますか。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑥ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。	はい・いいえ	
	⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。	はい・いいえ	
	⑧ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めていますか。	はい・いいえ	
	※ 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めること等を規定したものです。 また、協力医療機関及び協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。		
	※ 協力医療機関との連携(第1項) 地域密着型介護老人福祉施設の入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければなりません。その際、例えば同条第1項第1号及び第2号の要件を満たす医療機関と同条第1項第3号の要件を満たす医療機関を別に定めるなど、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません。連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200 床未満)を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関(以下、在宅療養支援病院等)と連携を行うことが想定されます。なお、令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意してください。 また、第3号の要件については、必ずしも当該介護老人福祉施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する場合でなくとも差し支えなく、一般的に当該地域で在宅療養を行う者を受け入れる体制が確保されていればよいです。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ <u>協力医療機関との連携に係る届け出(第2項)</u> <u>協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることを義務づけたものです。届出については、「協力医療機関に関する届出書」によるものとします。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに指定権者に届け出ていますか。</u> <u>同条第1項の規定の経過措置期間において、同条第1項第1号、第2号及び第3号の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行ってください。</u>		平 18 老老発 0331017 号 第 3 の 七 の 4 の (22)
	※ <u>新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(第3項)</u> <u>地域密着型介護老人福祉施設の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものです。</u> <u>取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後)において、介護老人福祉施設の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。</u>		
	※ <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合(第4項)</u> <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第2項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものです。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられますが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めることが望ましいです。</u>		
	※ <u>医療機関に入院した入所者の退院後の受け入れ(第5項)</u> <u>「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めてください。</u>		
	⑨ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	はい・いいえ	H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (19))
	※ 協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
46 掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という)を掲示していますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該施設の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 35 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 32 準用)
47 秘密保持 等	① 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 174 条第 1 項準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 153 条準 用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 20(1))
	② 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 174 条第 2 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 20(2))
	③ 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ていますか。 ※ 退居後の居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入居者から同意を得る必要があります。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 174 条第 3 項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 20(3))
	④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報適切に取り扱っていますか。 ※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)」を参照してください。	はい・いいえ	個人情報の保護に 関する法律(平 15 年法律第 57 号)
48 広告	○ 広告の内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 37 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 34 準用)
49 居宅介護 支援事業 者に対する 利益供与 等の禁止	① 居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその従業員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 175 条第 1 項準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 154 条準 用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 21(1))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	② 退居後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその従業者から、退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 175 条第2項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (21)(2))
50 苦情処理	① 提供したサービスに係る入居者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること 等	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 39 条第 1 項 準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 3 条の 36 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の一の4 (25)①)
	② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。 ※ 入居者および家族からの苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情(施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録してください。 また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。 ※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚労省通知)を参考としてください。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 39 条第 2 項 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の一の4 (25)②) 【 独 自 基 準 (市)】
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 190 条 (第 39 条第 3 項 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の一の4 (25)③)
	④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を市に報告していますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 190 条 (第 39 条第 4 項 準用)
	⑤ 提供したサービスに係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 190 条 (第 39 条第 5 項 準用)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 190 条 (第 39 条第 6 項 準用)
51 地域との連携等	① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 60 条の 17 準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条 (第 34 条準

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 運営推進会議とは、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会をいいます。 ※ 運営推進会議は、施設が、入居者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、施設による入居者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各施設が自ら設置すべきものです。 ※ 運営推進会議は、施設の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となります。 ※ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 ※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととします。		用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の二の3 (9))
	② 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。 ※ 公表の際は利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護してください。 ※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存してください。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 60 条の 17 準用) 【 独 自 基 準 (市)】
	③ 事業の運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 ※ 施設の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 60 条の 17 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の二の3 (9)③)
	④ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 60 条の 17 準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の二の3 (9)④(第3の一

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。		の4(26)④))
52 事 故 発 生 の 防 止 及 び 発 生 時 の 対 応	① 事故の発生または再発を防止するため、次に定める措置を講じていますか。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 176 条第 1 項準用) 平 18 厚 労 令 34 第 169 条 (第 155 条準 用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4 (22))
	② 次のような項目を盛り込んだ「事故発生の防止のための指針」を作成していますか。 a 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 b 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 c 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 d 介護事故等(ヒヤリ・ハット事例を含む。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 e 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 f 入居者等に対する指針の閲覧に関する基本方針 g その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針	はい・いいえ	
	③ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策が従業者に周知徹底する体制が整備されていますか。	はい・いいえ	
	※ 事故が発生した場合等の報告、改善策、従業者への周知徹底は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。具体的には、次のような手順を想定しています。 a 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 b 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、介護事故等について報告すること。 c 事故発生の防止のための委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。 d 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。 e 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 f 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。		
	④ 事故発生の防止のために、次のような委員会を設置し、定期的及び必要に応じて開催していますか。 事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておく必要があります。 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。(感染対策委員会、身体拘束適正化検討委員会は一体的に設置・運営して差し支えない。) 事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。		
	⑤ 事故発生の防止のため、次のような従業者に対する研修を実施していますか。 ※ 介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、安全管理の徹底を行ってください。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。	はい・いいえ	
	⑥ 事故発生の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ	
	⑦ 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 176 条第2項準用)
	⑧ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 176 条第3項準用)
	⑨ 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 速やかな賠償を行うために、損害賠償保険に加入しておくか、賠償視力を有することが望ましいです。	はい・いいえ	条例第 190 条 (第 176 条第4項準用) H18-0331004 第3の七の5(10) (第3の七の4(22)⑤)
53 虐 待 の 防 止	<u>当該項目の適用にあたっては、令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日より次のとおり義務化されました。</u> 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。		条例第 190 条 (第 41 条の2準用)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	(1) 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 (2) 虐待等の早期発見 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。		
	以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のアからエに掲げる措置を講じていますか。 ア 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 ※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 a 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること b 虐待の防止のための指針の整備に関すること c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること e 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること g 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	イ 地域密着型介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。		
	※ 指定地域密着型介護老人福祉施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 a 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 b 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 c 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 d 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 e 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 f 成年後見制度の利用支援に関する事項 g 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 h 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 i その他虐待の防止の推進のために必要な事項		
	ウ 地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。		
	※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		
	エ アからウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 <u>なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</u> <u>(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</u>		
54 会 計 の 区 分	○ 施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知によるものとします。 ・介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成 24 年 3 月 29 日老高発 0329 第 1 号) ・介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号) ・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号)	はい・いいえ	条例第 190 条(第 42 条準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条(第 3 条の 39 準用) H18-0331004 第 3 の七の 5(10) (第 3 の一の 4 (28))
55 記 録 の 整 備	① 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ② 入居者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存していますか。 ア 地域密着型施設サービス計画 イ 具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 入居者に関する市町村への通知に係る記録 オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 キ 運営推進会議による評価、要望、助言等についての記録	はい・いいえ はい・いいえ	条例第 190 条(第 177 条第 1 項準用) 平 18 厚労令 34 第 169 条(第 156 条準用) 条例第 190 条(第 177 条第 2 項準用) 【独自基準(市)】

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
第5 変更の届出等			
56 変 更 の 届 出 等	① 指定施設の開設者は、開設者の住所その他厚生労働省令に定める事項に変更があったときは、10 日以内にその旨を市長(長寿介護課)に届け出ていますか。 ※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 ※ 「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等(算定する単位数が増えるもの)については、算定する月の1日までに届出が必要です。	はい・いいえ	法 第 78 条の5 第1項 施行規則 第 131 条の 13 第1項 第 131 条の 13 第2項
	② 休止した事業を再開したときは、10 日以内に、再開した年月日を市長に届け出ていますか。	はい・いいえ 該当なし	法第 78 条の5 第1項 施行規則 第 131 条の 13 第3項
	③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。 ア 廃止又は休止しようとする年月日 イ 廃止又は休止しようとする理由 ウ 現にサービスを受けている者に対する措置 エ 休止の場合は、予定期間	はい・いいえ 該当なし	法第 78 条の5 第2項 施行規則 第 131 条の 13 第4項
第6 その他			
57 介 護 サ ー ビ ス 情 報 の 公 表	山梨県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。	はい・いいえ	法第 115 条の 35 施行規則 第 140 条の 46